

入札監理小委員会  
第213回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 213 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 3 月 27 日（火）17:09～17:45  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 登記簿等の公開に関する事務（法務省）
- 国民年金保険料収納事業（日本年金機構）

2. その他

<出席者>

(委 員)

樋谷主査、稻生専門委員、石村専門委員

(法務省)

民事局 小出総務課長、藤田局付、二宮民事監査官、宮城補佐官、櫻庭補佐官、三浦係長

(日本年金機構)

松田理事、事業管理部門国民年金部 阿蘇部長、田中強制徴収企画指導グループ長、  
清川部員

厚生労働省年金局事業管理課 尾山課長補佐

(事務局)

栗田参事官

○樺谷主査 それでは、ただいまから第213回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「登記簿等の公開に関する事務」、「国民年金保険料収納事業」の実施要項（案）についての審議を行いたいと思います。

はじめに、「登記簿等の公開に関する事務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、法務省民事局小出総務課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、15分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小出総務課長 法務省民事局総務課長の小出でございます。よろしくお願ひいたします。

平成24年度 登記簿等の公開に関する事務に係る民間競争入札実施要項（案）につきましては、前回の本委員会における審議の内容を踏まえまして、広く一般の方から意見を伺うために、3月6日から18日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは、68通の意見が寄せられたところでございます。

また、パブリックコメントの実施と併せて、民間事業者5社、これは現在の受託事業者4社と、昨年度の入札参加事業者1社の合計5社に対して、入札実施要項（案）の減額措置、必須項目審査及び加点項目審査に係る規定を中心に、個別にヒアリングを実施いたしました。

本日でございますけれども、前回の審議において、委員の先生方に御指摘いただいた点やパブリックコメントあるいは民間事業者へのヒアリング結果等を踏まえた見直し点を中心に御審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、詳細な内容につきましては、担当者から説明させます。

○二宮民事監査官 民事局の二宮と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、2月28日に開催されました入札監理小委員会における御指摘、さらに、パブリックコメントや事業者へのヒアリング結果を踏まえ、実施要項（案）につきまして一部見直しを行いましたので、その内容について順次説明させていただきたいと思います。

最初に、小委員会における審議において御指摘いただきました内容についての見直しでございます。

1点目が、「労働社会保険諸法令の遵守状況に関する資料」に関する見直しでございます。これは、実施要項の見直し（案）としてお手元に配付されていると思いますが、その中の4ページをごらんになっていただければと思います。前回、第1回目の審議の際に提案させていただきました実施要項（案）から変更となった部分を青字で記載させていただいております。

まず1点目の「労働社会保険諸法令の遵守状況に関する資料」でございます。これは、若干下のところの青字で「自己の負担に」という記載のところでございます。この点については、前回の委員会におきまして、社会保険労務士等による調査について、その調査内容等を入札参加者に示すべきではないかという御指摘、さらに、費用等について入札価格

に盛り込むことができるのか等について明らかにすべきとの御指摘をいただいたところでございます。それらを踏まえて検討をいたしました結果、最終的な要項（案）としては、まず1点目として、外部の専門家による調査については、入札参加者の負担であることを明らかにすべきということで明記させていただきました。さらに、調査内容については、別途、入札説明会において説明することとしております。別に示す内容のということで記載をしておりますが、最終的には、手引書として、今はまだ最終決定ではございませんが、今、案という形で全国社会保険労務士会連合会の担当と詰めておりますが、今の状況の案を参考につけさせていただきました。

また、調査にかかる費用については、入札価格に含めて積算することができることを明記しております。それが、4ページ中段の「入札の参加に要する経費」という表現で修正をさせていただいております。

次に5ページをごらんになっていただければと思います。5ページで、委託事業を適正に実施したことという関係でございます。これにつきましては、前回の委員会の審議におきまして、5年間の受託実績については、その範囲等が限定されていないのではないかということと、特に大企業等においては、5か年の受託実績全てとなりますと大変な作業になり、入札参加者の負担となるおそれもあるのではないか。そういうことから、範囲を限定するなどについて見直す必要があるのではないかとの御指摘をちょうだいしたところでございます。

これについて検討しました結果、直近5か年の委託事業を適正に実施したことという、いわば範囲については、「直近5か年の委託事業」という記載を「直近3か年」に修正をさせていただいております。直近3か年を対象にして、契約金額が1千万円以上の継続的（6か月以上）な役務の提供をする委託事業を対象にすることに修正をさせていただいております。ちなみに、この内容の見直しについては、パブリックコメント等にも同様な意見が出されておりまして、また、別途ヒアリングを行いました民間事業者からも同種の意見が出されているという状況でございました。

次に、4ページにまた戻っていただければと思いますが、この一番下の方にあります「⑤その他提案書の記載内容に関する資料」でございます。これについては、前回の委員会において、「その他提案書の記載内容を証する資料」という表現をとっており、どのような資料が必要になるのかわかりやすくしておく必要があるのではないかという御指摘をちょうだいしたところございます。

これにつきましては、提案の細部にかかわる証拠資料を提出させるという趣旨でこちらは考えておったわけではございませんので、他の①～④等の表現と平仄を合わせまして、「提案書の記載内容に関する資料」と修正をさせていただいております。さらに、ここについての資料等については、入札説明会等で説明をさせていただくことを予定しております。

次に、9ページをごらんになっていただければと思います。ここには青字はございませ

んが、もともと記載しておったものを一部削除したことになります。真ん中辺りに、人的体制の整備の「第1次整備」という項目がございます。この内容については、受託事業者、落札事業者は、業務従事者を速やかに雇用して、一定の割合、これは7割にしておりますが、そういった体制を整備しなさいということの内容でございます。その中で、その体制を整備したことの疎明として、雇用契約書及び公的資料の添付をということをもともとの素案に入れておったところでございます。

そこにつきましては、雇用契約書自体は、すべてが雇用契約を交わしているかという御指摘もちょうだいしたところですので、そういったことを加味して、雇用契約書自体は必須とすることはしておりません。必須とせず、公的証明書等の提出で確認するということに修正をさせていただきました。

なお、ヒアリングを行った事業者においては、雇用契約を交わすことがやはりあり得るので、雇用契約書であっても一応認めていただきたいという意見も出されておりますので、公的証明書でも雇用契約書でも取扱いとしては認めていくという取扱いにしたいと考えておるところでございます。

以上が、小委員会での御審議における御指摘を踏まえての見直しの内容でございます。

次に、先日行いましたパブリックコメント、また、事業者へのヒアリング結果を踏まえて見直した点がございますので、その内容につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

実施要項（案）の5ページになります。まず、「必須項目審査」のアの（ア）のaの内容でございます。ここについては、労働社会保険諸法令の遵守という項目でございますが、この観点について、パブリックコメント及びヒアリングを実施した民間事業者から、この諸法令の遵守については、一般的に軽微な違反、単純な記載誤りとか、そういったものがあるのではないかという意見が出されております。それにつきましては、そういった事案があるかどうかについて確認をしましたところ、同様の実態があることが確認できましたことから、審査の観点を、労働社会保険諸法令の違反事実がないかというもともとの案文でございましたが、「労働社会保険諸法令の重大な違反事実がないか」という、「重大な違反事実」に修正をさせていただいております。

もう一点、必須項目の関係ですが、事前研修に関してでございます。これは別紙で研修の科目等を別紙9においてつけさせていただいております。ここについては、委員からも前回御指摘をちゅうだいしておりますが、今回、パブリックコメントにおいても、現在の業務従事者等の継続的な雇用を推進するために、経験者の研修は軽減・免除したらどうかという意見が多く寄せられておりました。これらを踏まえて、具体的に申しますと、個人情報研修、情報セキュリティ研修、接遇研修及びマネジメント研修について、本委託業務に従事した経験を1年以上有する者は、研修を免除することができることとしております。また、登記の知識研修についても、現在、6単位から4単位に軽減をしておるところでございます。

また、一方、研修にかかるものとして、研修の講師についても、パブリックコメントにおいて法務局による研修への協力範囲を拡大すべきであるとの意見も多く寄せられているところでございます。そういったことを踏まえ、研修講師の確保が困難であるとか、やむを得ない事由が認められる場合には、委託法務局の承認を得て、法務局職員に講師を依頼できることにしております。これは留意事項という中で記載をさせていただきました。

次に加点項目に関する内容についての見直しでございます。これについては、8ページをごらんになっていただければと思います。8ページの上方ですが、(イ)に「高い要求水準を設定する提案」の青字で書いている部分についてでございます。加点項目のうちの「高い要求水準を設定する提案」については、パブリックコメントまたはヒアリングを行いました民間事業者から、「高い水準での事務処理を実現する提案」が(ア)にもございまして、そういったところで評価をしておることから、資格や方策については、必ずしもここで考慮する必要はないのではないかという意見が出されております。

そういったことを踏まえて検討した結果、この項目については、高い要求水準が設定されているかどうかという観点で評価を行うこととしまして、ISO9001の資格要件とか、または、これと同等の資格を取得しているかという資格要件並びに方策等についての観点につきましては、ここでは評価しないということで削除をさせていただいておるところでございます。

次に10ページをごらんになっていただければと思います。10ページの真ん中辺り、「(5)引継ぎ等」に関するものでございます。これについては、入札により受託事業者が変更する場合の引継ぎの協力規定についてですが、その内容を明確にしてほしいということがパブリックコメントで多く意見が出されております。

そういったことを踏まえ、「端末操作研修に用いる端末の確保等」で、その内容を明らかにさせていただいたところでございます。

最後に、その他としては、契約内容の変更として、11ページでございます。これにつきましては、(13)で、さまざまな場合に契約金額を変更するということでございますが、行政サービスの向上のために登記所外の証明書発行請求機等を設置する場合にも、受託事業者と協議して、契約金額を変更できることとさせていただきたいということで、一部表記の修正をさせていただいているところでございます。

以上が、前回提案させていただきました要項（案）からの見直しを図った点でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○樋谷主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問がありましたら、御発言をいただきたいと思います。

○稻生専門委員 順番は逆になるかもしれませんけれども、実施要項（案）の9ページの7番の(3)ですけれども、先ほど、ヒアリングをなさったということで、私どもとしては、1月の中旬という早い時期ですので、雇用契約を結んでいることは普通はないのかなどとい

うようなことをむしろ前提にこの要件をある意味では軽くさせていただいたのです。ただ、先ほどのお話の中で、ヒアリングをした結果は、むしろ、3か月前から結ぶこともあるって、したがって、そういうような雇用契約書でもいいのですがというようなお話があって、むしろ逆の結果が出てきて、ちょっと意外な感じもするのですが、そこら辺、受託事業者の可能性があるところとしては、一般に、4月からとか、もしお仕事をされるのであれば、当業務においては、割と3～4か月ぐらい前に雇用をしてしまうのが一般的なのかどうか。これは事実確認ですが、そこら辺はいかがだったでしょうか。

○二宮民事監査官 私どもが確認した事業者につきましては、その段階で雇用をして、従業員という概念ではなくて、4月1日から、特に何もなければ雇用をさせていただくというような内容だということで伺っております。

○稻生専門委員 わかりました。では、特に問題がないと。我々としては、要件はむしろ軽くしながらも、ちゃんと人材を確保できるようにということで、結果的に、これが要項（案）の書き方としては、私は異存ございません。

もう一点目ですが、5ページに戻るのですが、先ほど修正ということで、6番の(1)のアの(ア)の重大な違反事実がないかという労働社会保険諸法令の関係ですけれども、その重大な違反事実がないかということで、書き方は勿論これでよろしいかとは思っているのですが、軽微な違反をどういう点で、もし質問があればお答えになるのかということで、実は、資料A-1を拝見していると、軽微な違反の例として、記載誤りというのがありますし、勿論、書き損じは軽微かと言われれば軽微ですけれども、むしろ、これは事実として軽微かどうかが大事であって、記載誤りというのは、例えば残業手当が本当は出るけれども、出ないと書いたとかですね。つまり、記載ミスがあるかどうかが軽微ではなくて、むしろ、そのミスの中身というのでしょうか、そこら辺が重要かどうかということが、むしろ実際には問題となろうかなと思いますので、要項（案）自体は、「重大な」と書かれていると思うのですが、もし、「軽微なもののは何ですか」というような形で質問があった場合には、そこら辺は、逆に、丁寧に誤解ないように御説明いただいた方がよろしいのかなと思いました。これは単なるコメントでございます。

私は以上でございます。

○樋谷主査 何かございますか。

よろしいですか。

ほとんどカバーしていただきまして、ありがとうございます。

1点確認という意味だけですが、4ページにありますように、入札参加のための調査というのでしょうか、専門家の調査といいますか、実態調査ですね。これは、グループ会社があったとしても、その入札に参加する会社だけをやればいいというふうに理解してよろしいわけですね。

○二宮民事監査官 入札に参加する者だけでございます。

○樋谷主査 参加する者だけだと。そのほかの会社は、そこまでの対象にはなっていない

と理解していいということですね。

○二宮民事監査官　はい。

○樫谷主査　わかりました。

何かございますか。

○石村専門委員　1点だけ確認ですが、10ページの「(5)引継ぎ等」で、「端末操作研修に用いる端末の確保等をしなければならない」と修正されたということですけれども、これはもともと貸与物なので、当然、行政指導ではないのですけれども、研修で用いるので、回収しますからとかいう形のことをあえて明記しないと、なかなか端末がないということですか。

○二宮民事監査官　現在受託している事業者が事業を行っている中で、端末の操作も、並行して、今度新しい事業者に対しては教え込まなくてはいけないというところで、端末の数も限られておりますので、そういう面では、今やっている事業者さんの協力を得て端末等も提供していただく必要があります。これは当然国のものではございますが、片や、事業として委託しているところに次の事業者が行う研修に用いる端末の提供といったところで協力をしていただくというところでございますので、実際に協力ができる場合は、そういう場面が一番現実的な問題だろうということで、あえて、このところは、特に配慮をしてくださいということを明らかにさせていただいたところでございます。

○石村専門委員　わかりました。

○樫谷主査　事務局から、何かございますか。

○事務局　ございません。

○樫谷主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○稻生専門委員　よろしくお願ひします。

○石村専門委員　お願ひします。

○樫谷主査　ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

また、法務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようによろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

（法務省退室、日本年金機構入室）

○樋谷主査 続きまして、「国民年金保険料収納事業」の実施要項（案）について審議を行いたいと思います。

本日は、日本年金機構松田理事に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点などについて、15分程度で御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○阿蘇部長 それでは、私から御報告をさせていただきます。

最初に、前回の審議での御意見を踏まえた変更点と、併せて実施要項案についてパブコメを実施いたしまして、まずパブコメの結果から御報告させていただきたいと思います。資料B－2でございます。

3月19日から26日までの8日間パブコメを実施させていただきまして、その結果について、お手元の資料にございますとおり、御意見、御質問等々が寄せられてございますが、その中で要望がございました件について、1点取り入れてございます。合計で15件の御意見・御要望・御質問等を頂いており、回答内容については、「意見に対する回答等」を御覧いただきたいと思います。

続きまして、前回の御議論、御意見を踏まえた変更点につきましては、前回の御議論の中で、冒頭で申し上げました民主党の年金関係のワーキングチームで御議論されているということで、数値目標については、今週、決定した次第でございますので、その点についても後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

まず、B－4の資料ですが、対象業務の内容等については、特に変更点はございません。変更については、1ページおめくりいただきますと、達成目標がございます。これについては、前回冒頭申し上げました民主党のワーキングチームで、いろいろと数値目標について御議論いただいているということでございまして、決定させていただきました。2ページの4. ①「現年度保険料」については、日本年金機構の中期目標に合わせた形での達成目標ということで、変更はございません。

続きまして、「過年度保険料」については、日本年金機構における強制徴収の取組、最終催告等の取組等、新たな取組を実施することによって、前回御報告させていただいたものよりも1ポイントの上乗せを目指すということでの数値目標が定められておりますので、日本年金機構における年度計画でも、1ポイント上げた形の計画を設定しております。それに合わせた形で、過年度保険料については、過年度1年目については、現年度保険料から4%アップ、過年度2年目については2.5%アップの設定に変更してございます。

同様に、「免除等」でございますが、免除等の申請者に対して、まず日本年金機構できちんとした催告状のようなものを出して、これに対して、その後、民間事業者の方で督励をお願いするということで、民間事業者と日本年金機構で連携しながら取組むということでございまして、前回、0.79%の上乗せに対して、1.5%の上乗せを実施するということで設定を変更をさせていただいております。

それから、4ページの6「実施体制」でございますが、前回、樋谷主査から、地域の特

性をもう少し取り入れた形での評価ができないかという御意見を賜りましたので、資料B-3の25ページの年金事務所の対象地区と訪問従事者の必須配置のところでございますが、各契約地区において、その地区の面積、それから、その地区における住民のいる離島数についての情報を掲載させていただきまして、これに基づきまして、78ページの総合評価基準表に、「契約地区の滞納者数や面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されているか。」という加点ポイントの観点を加え、地域の特性を活かした提案を評価するということで、変更をさせていただいております。

以上が、前回御議論をいただきました部分での変更点でございます。そのほかについては、前回同様でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○樋谷主査 ただいま御説明いただきました件につきまして、何か御意見・御質問はございませんか。

基本的には、過年度保険料と免除等についての上乗せというのでしょうか、達成目標を中心だと。これは、事業者の事業のやり方も勿論重要だけれども、年金機構としても十分なサポートができるので、事業者が頑張っていただくと同時に、機構がサポートすれば可能だらうと、こういう見方をされているということですね。

○阿蘇部長 そうです。機構としましても、機構が行う強制徴収を今以上に基準を広げまして、一定の所得がある方については強制徴収をしっかりしていくという部分、それから、免除対象者についても、納付書や免除申請書等をお送りして、催告することで免除申請を促すという部分。その次に、民間事業者と連携して督励をお願いするということですので、私ども、委託元としても、きちんとした形で業務をして、連携をとりながら向上を目指すということを考えてございます。

○稻生専門委員 これは、3~4%あるいは2~2.5%ということで、1%、0.5%は低いようで、結構ハードルは上がっているのですけれども、そうすると、事業者さんからすると、当然コストの関係で、多分人を配置するとか、段取りを増やすなければいけないということになると思うのですけれども、これはある種お願いですけれども、もし、そういう意味で厳密な議論を、予定価格を算出するときに、ちょっと考慮していただければなど。今までと同じ方法だと、これは単にパーセントを上げただけでは、場合によっては予定価格を超てしまう例も出てくる可能性もあるわけですね。そこら辺の御認識はされておられますか。

○田中強制徴収企画指導グループ長 この点は、おおまかに申し上げますと、民間事業者の方にやっていただく督励につきましては、今までとさほど変わらないと考えております。むしろ、我々日本年金機構が強制徴収等をきっちり実施して納付率を上げていくという考え方でございます。ただ、我々の取組後のフォローはこれまでと同じように民間事業者の方で実施していただくわけですけれども、督励の件数がこれによって増えてくるとは考えてございませんので、入札価格には余り影響しないのではないかと思います。

○稻生専門委員 では、そこは、厳密に議論はあって、例えば3から4になったと。この

1%部分については、今おっしゃったような、機構さんが中心になってと。

○田中強制徴収企画指導グループ長 そうです。

具体的に申し上げますと、例えば免除については、申請をすれば免除になるような方が申請をされてないというケースが非常に多くいらっしゃいます。この方たちに対して、「免除を申請するのか、それとも保険料を納めるのかはっきりしてください」ということで、申請すれば免除になる方であっても、申請されず保険料も納めないとということであれば、私どもの方で差押えもあり得ますよということで、我々の方からアクションを起こしていくということでございます。

○稻生専門委員 わかりました。くれぐれもそこはよろしくお願ひしたいと思います。また、実績が上がらないということで苦しむのは結局機構さんでもありますので、是非、そこは厳密によろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○樋谷主査 あとは何かございますか。

あとは、地域の特性を活かした提案についても評価をするということで了解をいただいているということですね。

ありがとうございました。

事務局から、何かございますか。

○事務局 ございません。

○樋谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○稻生専門委員 よろしくお願ひします。

○石村専門委員 はい。

○樋谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

また、日本年金機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようにお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。